

国交省報告書の確認、統計委員会TF報告書の再確認、及び追加すべき対策の確認について

国交省報告書の確認、統計委員会TF報告書や資料の再確認を事務局で行い、得られた再確認結果および議論に至っていない対策等については以下のとおり

- ① 統計委員会に提出された資料を再確認のうえで、国交省報告と総務省報告書に相反する記述や事実関係の相異は確認されなかった。
- ② 国交省の報告書には、遅延調査票の取り扱いや事後的な検証に必要な情報の保存、統計リソースの確保についても言及されている。

国土交通省報告書及び統計委員会 TF 報告書の確認状況（中間）

国土交通省報告書の項目	統計委員会 TF 報告書の関連項目	確認結果・補足等
<p>P13～15 第4章 本件各問題について 1 平成12年から平成20年まで ア 調査票の提出の実情 イ 都道府県に対する合算の指示 ウ 本件統計室での合算処理</p>		<p>○統計委員会TF報告書に関連する記述がなかったため、総務省から統計委員会に提出された資料を再度確認したが、国土交通省報告書の記述と相反する資料は確認できなかった。</p>
<p>P15～19 2 平成21年～平成25年4月（欠測値見直し作業） ア 推計方法の見直しについて イ 全国説明会での説明 ウ 推計方法の変更と都道府県に対する本件合算処理の合算指示の矛盾と関係者の認識</p>	<p>P12～13 第2 精査の結果 1 平成23年推計方法の変更に係る統計委員会への諮問・答申</p>	<p>○国土交通省報告書の記述と統計委員会TF報告書の記述との間で、事実関係の相違は認められなかった。</p> <p>○統計委員会TF報告書に関連する記述がない箇所については、総務省から統計委員会に提出された資料を再度確認したが、国土交通省報告書の記述と相反する資料は確認できなかった。</p> <p>○統計委員会TFにおける精査の対象となっていなかった統計センターに対して追加的に確認したところ、統計センターにおいても過月分を合算する集計方法について国土交通省から説明された痕跡は認められなかった。</p>
<p>P19～P20 3 平成25年4月～平成30年（欠測値見直し後の二重計上） ア（欠測値補完措置の開始） イ（合算処理に関する室内のやりとり）</p>	<p><参考> P13～18 2 平成27年1月 受注動態統計調査の計画変更 5 平成29年3月～30年3月横断的課題部会における対応 6 令和2年10月前後評価分科会における対応</p>	<p>○統計委員会TF報告書に関連する記述がなかったため、総務省から統計委員会に提出された資料を再度確認したが、国土交通省報告書の記述と相反する資料は確認できなかった。</p> <p>○国土交通省報告書の記述を踏まえ、左列に掲げた統計委員会TF報告書の記述に係る時期（国土交通省報告書に関連する記述なし。）における国土交通省と総務省のやりとりを確認したところ、国土交通省の室長以下の者とのメール連絡のやり取りが確認されたが、合算処理についての発言は確認できなかった。</p>
<p>P20～22 4 平成31年1月（一斉点検）～同年3月（点検検証部会における基幹統計調査の予備審査） ア 一斉点検について イ 点検検証部会における基幹統計調査の予備審査について</p>	<p>P14～17 3 平成31年1月基幹統計の一斉点検の実施 4 平成31年1月～令和元年9月一斉点検結果を踏まえた点検検証部会における検証の実施</p>	<p>○国土交通省報告書の記述と統計委員会TF報告書の記述との間で、事実関係の相違は認められなかった。</p> <p>○統計委員会TF報告書に関連する記述がない箇所については、総務省から統計委員会に提出された資料を再度確認したが、国土交通省報告書の記述と相反する資料は確認できなかった。</p>
<p>P22～23 5 平成31年4月～令和元年11月（全国説明会資料の書き換え指示削除等） ア 令和元年5月の全国説明会前後 イ 令和元年6月頃 ウ 令和元年9月～11月前半頃</p>	<p>P16～17 4 平成31年1月～令和元年9月一斉点検結果を踏まえた点検検証部会における検証の実施</p>	<p>○国土交通省報告書の記述と統計委員会TF報告書の記述との間で、事実関係の相違は認められなかった。</p> <p>○統計委員会TF報告書に関連する記述がない箇所については、総務省から統計委員会に提出された資料を再度確認したが、国土交通省報告書の記述と相反する資料は確認できなかった。</p> <p>○国土交通省報告書の記述を踏まえ、本時期における総務省から統計委員会に提出された資料を再度確認したが、合算処理について連絡している資料は確認されなかった。</p>
<p>P23～29 6 令和元年11月～令和2年7月（本件調査票の直接本省送付指示、前月分だけの合算の経緯、会計検査院対応） ア 令和元年11月15日～同年末まで イ 令和2年1月6日～同月下旬 ウ 令和2年1月末頃～同3月 エ 令和2年4月～7月</p>		<p>○統計委員会TF報告書に関連する記述がなかったため、総務省から統計委員会に提出された資料を再度確認したが、国土交通省報告書の記述と相反する資料は確認できなかった。</p> <p>○会計検査院の指摘への対応については、統計技術の観点からの精査が必要となることから、建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る遡及改定に関する検討会議の報告書も踏まえ、必要に応じ確認する。</p>
<p>P29～31 7 令和2年8月～令和3年4月（総務省への報告、令和2年10月第8回評価分科会への説明、令和3年4月の合算措置廃止） ア 令和2年10月の第8回評価分科会への説明 イ 第8回評価分科会に先立つ総務省とのやりとり ウ 会計検査院からの問い合わせに対する対応 エ 令和3年4月の合算措置廃止 オ 一連の経緯の評価</p>	<p>P18～21 6 令和2年10月前後評価分科会における対応 7 令和2年10月前後 国土交通省における調査計画変更の検討</p>	<p>○国土交通省報告書の記述と統計委員会TF報告書の記述との間で、事実関係の相違は認められなかった。</p> <p>○統計委員会TF報告書に関連する記述がなかったため、総務省から統計委員会に提出された資料を再度確認したが、国土交通省報告書の記述と相反する資料は確認できなかった。特に、統計委員会TF報告書に具体的な記述がなかった2段階公表の相談について、総務省から統計委員会に提出された資料を再度確認したが、2段階公表に該当する資料は確認されなかった。</p> <p>○国土交通省報告書の記述を踏まえ、当時の総務省の担当者に再度確認したが、当時、国土交通省が、 ①「建設工事施工統計調査の欠測値の補完の見直しに乗じて、本件合算処理を評価分科会に参考資料として提出して報告したことにし、同部会において審議を経たとの説明ができるようにしよう」としていたとの疑い、 ②「実質的に審議が行われていない過月分合算の修正についても、審議が行われて、評価分科会からの了解が得られたもののような形作りをした上で、当月分のみを計上する方法に修正をした」との疑いを抱いていた者は確認できなかった。</p>
<p>P31～32 8 令和3年4月～現在（合算措置の廃止、会計検査院の指摘）</p>	<p>P18～28 6 令和2年10月前後評価分科会における対応 8 令和3年国土交通省における調査計画変更の検討 9 令和3年3月～8月 会計検査院からの意見照会への対応 10 令和3年8月 会計検査院報告に関連した取材対応に係る国土交通省からの照会対応</p>	<p>○国土交通省報告書の記述と統計委員会TF報告書の記述との間で、事実関係の相違は認められなかった。</p> <p>○令和3年6月の公表の際に、二重計上等を公表しなかったことについて国土交通省に確認をしたが、その理由について明確に記載された資料等は見つからず把握できていないとの説明となっており、必要に応じ確認する。</p>
<p>P43～45 第8章 追補 1 令和元年12月分以降の本件調査票についても、一部の都道府県で書き換えが継続されていた可能性があること 2 平成25年4月分から令和3年3月分までの建設受注統計調査において用いられていた回収率の計算方法に誤りがあった点 3 完成予定年月の書き換えについて 4 本件二重計上が生じている期間の建設受注統計調査の遡及改定</p>	<p>P12 第2 精査の結果 脚注1</p>	<p>○統計委員会TFにおける精査の対象となっていなかったため、本特別検討チームにおいて精査中。</p> <p>○これまで、 ・総務省から統計委員会に提出された資料を再度確認したところ、令和3年8月に、国土交通省が、令和元年12月分以降の一部の都道府県での書き換の継続を認識していた可能性があること（1関係）が確認されたほか、 ・国土交通省から、プログラムの変更の際には、担当係内で作成した依頼書（事務連絡）を統計センターへ発出していること、統計センターでは、プログラムそのものの誤りについて確認を行っていること、統計作成プロセスに係る資料は、担当者の引継ぎ資料として作成され、統計センターと共有していないこと、集計結果のチェックや結果数値の妥当性の分析的な審査は、国土交通省で行っていること（2関係）について、説明があった。 ところであり、「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る追加調査（特別観察）報告書」（令和4年5月 国土交通省大臣官房（監察担当））も踏まえ、必要に応じ確認する。</p>

国土交通省報告書及び統計委員会 TF 報告書の確認状況（中間）

各問題	国土交通省報告書の項目	統計委員会 TF 報告書の関連項目	確認結果・補足等
合算措置	第5章 本件各問題についての評価 第1 過月分調査票の統計処理に関する統計上の問題点	P 32～34 1 月遅れで提出された調査票（過月分調査票）の受注額を当月の受注額として合算して集計したことについて ア 本委員会の結論 イ 国民の利用の観点からの不適切さ 2 本件調査票の書き換えが有用な情報の活用を阻害したことについて	○国土交通省報告書と統計委員会TF報告書の間で、矛盾する評価は認められなかった。 ※本特別検討チームで検討している公的統計の品質向上のための対策に、報告内容や調査票の情報の保存等の考え方を盛り込む必要があるのではないか
	第6章 本件各問題の原因論 第1 本件合算問題の原因	P 38～39 1 直接的な原因 2 間接的な原因	
二重計上	第5章 本件各問題についての評価 第2 推計方法の見直しにおける統計的な問題点	P 34～37 1 建設受注統計調査において推計方法を見直したことに伴う本件二重計上の発生について ア 建設受注統計調査における推計方法見直しの経過（詳論） (ア) 建設受注統計調査における回収率の継続的な低下とその影響 (イ) 建設受注統計調査における欠測の影響の調整 2 推計方法の見直しによって問題が生じた理由 ア 欠測の影響が調整される場合に合算集計が過大推計を引き起こす理由 イ 推計方法の変更によって過大推計が発生することが未然に見えなかった理由	○国土交通省報告書と統計委員会TF報告書の間で、矛盾する評価は認められなかった。 ※本特別検討チームで検討している公的統計の品質向上のための対策に、遅延調査票への対応を盛り込む必要があるのではないか（回収確保対策は基本計画の審議において検討。）
	第6章 本件各問題の原因論 第2 本件二重計上問題の原因	P 39～40 1 直接的な原因 2 間接的な原因	
問題発覚後の対応	第5章 本件各問題についての評価 第3 問題発覚後の国交省内部における対応上の問題点	P 34～37 第3 評価と求められる今後の対応 I 評価 1 政策統括官室における受注動態統計調査の問題についての認識や対応について (1) いわゆる「二重計上」が発生していたことへの認識や対応について ① 国土交通省から連絡があった令和3年8月より前の時期について ② 「第2 10」の時期（令和3年8月 会計検査院報告に関連した取材対応に係る国土交通省からの照会対応）について	○国土交通省報告書と統計委員会TF報告書の間で、矛盾する評価は認められなかった。
	第6章 本件各問題の原因論 第3 事後対応問題の原因	P 40～41 1 直接的な原因 2 間接的な原因 ① 短任期と業務過多 ② 問題の発覚が現職職員の不利益になる構造	

国土交通省報告書及び統計委員会 TF 報告書の確認状況（中間）

国土交通省報告書の項目	統計委員会 TF 報告書の関連項目	確認結果・補足等
第7章 再発防止策（提言） P 41～43 ① 業務過多の解消 ② 統計を統合的に理解する職員の配置 ③ 職員の専門知識の習得 ④ 専門家との相談体制の構築 ⑤ 問題発見時の対応方法の明確化及び問題の発見と解決を奨励する風土の形成	P 38～42 第3 評価と求められる今後の対応 II 求められる今後の対応 1 評価結果から判明した課題 2 早期に具体化すべき取組 ① 「対応ルール」に基づく的確な対応の徹底に向けた支援 ② 各府省の統計担当部局との総合的連絡窓口の設定 ③ 個別統計に関する情報の集約・管理・活用 ④ 誤りのおそれが潜んでいる可能性を前提とした業務マニュアルの整備・改善 ⑤ 研修の充実 3 今後の検討課題 ① 統計の品質確保やデータ保持等の最重要性を的確に認識するような意識改革と、それを確実な業務に繋げる仕組みの改革の実現 ② 見える化状況検査の再開とその活用 ③ 統計作成プロセス診断の有効性の強化 ④ 既存の統計審査の更なる重点化・有効化、統計審査の機会を活用したアドバイザー機能の付与・強化	○統計委員会 TF 報告書に掲げられた「求められる今後の対応」の対応状況は、4/14の会でフォローアップを行い、本特別検討チームで検討している対策で概ね網羅されていると整理 ※本特別検討チームで検討している公的統計の品質向上のための対策に、「業務多寡の解消」（職員の配置）を盛り込む必要があるのではないか ※この他、国土交通省報告書に掲げられた「再発防止策」や「追補」の対応状況のフォローアップ後に、公的統計の品質向上のための対策に盛り込むべきものがあるか引き続き要整理

抽出された課題とその対策として意見のあった事項の整理

(参考)

※ 各府省は統計の作成に当たり、自らその品質を保証することが必要。統計委員会及び総務省はそれをサポート。

	抽出された課題の整理 (第1回会合の議論の整理)	現在実施中の政府の取組 (第2回会合のヒアリング対象)	左記取組に対する意見等 (第2回会合及び第3回会合の議論の整理)
① トップマネジメントの品質管理の重要性の認識	<ul style="list-style-type: none"> 品質確保の重要性に対する幹部の認識 品質確保に必要な要素としては、S (Safety・安全・疲労) L (Legal compliance・統計法等) Q (Quality・正確さ) D (Delivery・納期) C (Cost・予算) があり、それらの優先順位を明確化すべき 品質優先の組織文化の形成、風通しの良い職場環境の醸成 品質優先の意識・行動に向けた職員の動機付け、自発性の奨励 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年2月「統計行政運営ビジョン」、「政府統計職員の心得」を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 品質に対するトップマネジメントの認識を高め、組織内でその認識が共有されるよう、今回の事案を踏まえた幹部を対象とする研修の充実が必要 〔〇問題の早期発見・早期対処の重要性 〇発見・報告者の積極的な評価の重要性 等〕 ⇒ ・幹部研修の充実 (誤り発見後の対応ルールを含む)、内容・コンテンツの横展開
② 業務の仕組みの改善 (PDCAサイクルの確立)	<ul style="list-style-type: none"> 業務の中にPDCAの考え方を取り入れ、Plan (目的・標準) の目的・方法を明らかにするマニュアル等を作成し、PDCAサイクルを回して継続的に業務を改善 標本設計、集計手順など、統計の作成に関する「標準」を示すマニュアル等の整備・共有 (マニュアル等は、PDCAを回す中で常に見直し、改善していくことが必要) 標本設計 (母集団の定義、標本抽出方法等)、推計方法等の明確な記述、それを踏まえた理論的・実務的な妥当性の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年9月「統計作成ガイドブック」(試行版)を策定 令和3年10月以降、統計作成プロセス診断において要求事項を策定し、試行として統計作成府省のマニュアルの整備状況等を確認 承認申請等に関する事務マニュアルを全面改正 (令和2年9月) 	<ul style="list-style-type: none"> 現在進められているPDCAサイクル (統計作成プロセス診断等) の取組の方向性は適切であるが、進捗途上にあるので、承認申請とも連携して重大リスク事案の発生を抑制する体制を目指し、取組の加速化が必要 ⇒ ・PDCAサイクル (統計作成プロセス診断等) の加速・強化、優良事例・課題の横展開 ・今後の点検の結果を踏まえ、プロセス診断 (試行) の実施 ・PDCAサイクルでは業務標準としてのマニュアル整備 (見える化) が必須。現在のマニュアルの整備状況は府省間で精粗に差があり、その改善のため、マニュアル整備のノウハウの共有が必要。このため、統計作成ガイドブックはわかりやすく、実務的なものとし、プロセスの標準化も意識するよう留意。また、各府省のマニュアル整備に当たってはデジタル技術も活用 ・重大リスク事案は3H (変化、初めて、久しぶり) で発生しやすいので、手順等の変更時に、業務フロー全体のどの部分に影響が生じるかを整理した上で、その部分のレビューをすることが必要。また、手順から離脱するケースを網羅的にチェックするのは不可能であり、チェック内容や対応方法を定めるなどの重点化が必要 ⇒ ・今回の事案を踏まえた、統計作成プロセス診断の要求事項や統計作成ガイドブック等の改善・充実 ・統計作成ガイドブック等を踏まえ、各府省においてマニュアル整備の推進 ・マニュアルのデジタル化推進による効率的・効果的な整備・管理 ・業務見直し時における実査に関わる民間事業者・地方公共団体との十分なコミュニケーション 総務省・統計委員会における承認申請時の標本設計、推計方法の取扱いを検討することが必要 ⇒ ・標本設計、推計方法等について、調査計画への記述方法や事前審査、統計委員会での扱い方等をさらに検討
③ 問題の未然防止、早期発見	<ul style="list-style-type: none"> 調査実務に関する課題 ・遅延発生への対策、発生時の適切な処理方法 ・回答者の負担や地方公共団体における調査実務への配慮 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年10月以降、統計作成プロセス診断において要求事項を策定し、試行 	<ul style="list-style-type: none"> 集計プロセスやシステム設計の変更が発生した場合等には、エラー発生時の未然防止の観点から、情報システム、人手による処理等業務フロー全体のどの部分に影響が生じるかを整理した上で、その部分のレビューをすることが必要。その際、業務フローにおけるプロセスの標準化を意識していくことが重要 ⇒ ・統計作成プロセス診断の要求事項、統計作成ガイドブック等の改善・充実 ・外注管理等に関する研修、相談体制の充実 エラー等の未然防止、早期発見の観点から、PDCAサイクルの中で、実査に関わる民間事業者・地方公共団体の実施における課題や意見を調査の改善に活かすことが重要 ⇒ ・統計作成プロセス診断の要求事項、統計作成ガイドブック等の改善・充実
	<ul style="list-style-type: none"> システム等に関する課題 ・業務内容の変更に伴った機動的なシステム改修が行えないという問題 (システムの硬直性) がなかったか ・業務内容の変更時における、業務全体のシステムのレビュー (鳥の目、虫の目) ←H25の欠測値補完処理の導入時にレビューを行っていたら、二重計上を防げた可能性 ・システムの定期的な見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年10月以降、統計作成プロセス診断において要求事項を策定し、試行 	<ul style="list-style-type: none"> 個別調査における集計システムのエラー・ミス防止の観点から、集計プロセスで使用するシステムやツールの標準化・共通化が必要 ⇒ ・集計システムに関する汎用パッケージ等を整備し、政府統計共同利用システムにおいて提供 調査のデジタル化を通じたエラー発生防止の観点から、オンライン調査のさらなる普及が必要。そのために、調査に共通したプラットフォームの整備・普及が必要 ⇒ ・e-Surveyを報告者、統計作成者にとってより使いやすい柔軟なシステムに改良し、普及を推進
	<ul style="list-style-type: none"> 人材に関する課題 ・専門人材の確保・育成 ・初めての人も育成する「学び」の機会・動機付け ・専門的知見がある者と相談ができる環境・体制作り 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度以降、統計データアナリスト等のレベル別研修コースを開設 統計作成支援センター (統計業務相談窓口) を令和元年8月に開設 	<ul style="list-style-type: none"> 研修がより多くの対象者に有効に受講されるよう、業務実態、ニーズ等に応じた研修内容の設定や研修成果の確認等が適切に行われることが必要 ⇒ ・受講者のレベルに応じた研修の設定、オンライン研修等の拡充 PDCAサイクル・品質管理等が職場の風土として浸透するよう、この面での研修内容の一層の充実が必要 ⇒ ・レベル別研修の充実 (誤りへの対応、集計・審査関係等の内容強化) 問題発生時の未然防止・早期発見の観点から、各府省の日常業務で発生した疑問・懸念等をすみやかに解決できるよう、専門的知見を有する者と気軽に相談ができる環境・体制の充実と、それに関する周知が必要 ⇒ ・相談体制のさらなる強化、周知・普及 ・統計業務相談に寄せられた相談内容の事例集を作成

	抽出された課題の整理（第1回会合の議論の整理）	現在実施中の政府の取組（第2回会合のヒアリング対象）	左記取組に対する意見等（第2回会合及び第3回会合の議論の整理）
④問題発見時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ■ 誤り発見後の対応における課題 ・ 誤り発見後の対応ルールの浸透・徹底 ・ 誤りを発見・報告した者に不利益が生じない環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 令和元年7月に分析審査官を各府省に配置 ■ 令和2年6月に誤り発見後の対応ルールを策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 【再掲】品質に対するトップマネジメントの認識を高め、組織内でその認識が共有されるよう、今回の事案を踏まえた幹部を対象とする研修の充実が必要 <ul style="list-style-type: none"> 〔○問題の早期発見・早期対処の重要性 ○発見・報告者の積極的な評価の重要性 等〕 ⇒ ・ 幹部研修の充実（誤り発見後の対応ルールを含む）、内容・コンテンツの横展開 ■ 統計分析審査官は短期間で配置されたため、担当職員の能力差、活用体制等に府省間で落差があり、これをより有効に機能させるために改善が必要。統計作成プロセス診断（試行）においては有効に活用されている良好な事例も見られることから、そのような事例を参考に改善を進めることが必要 ⇒ ・ 統計分析審査官の研修の加速化、良好な事例を府省間で共有
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今後の取組における優先度の考慮 ■ 月次統計の業務スケジュールの時間的制約の考慮 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 承認申請等に関する事務マニュアルを全面改正（令和2年9月） 	